

事務局だより

令和4年4月7日
<第20号>

(公社)会津美里町シルバー人材センター ☎0242-55-1031
URL : <https://aizumisato.fukushimaren.net/>



携帯電話のカメラで読み取ると
ホームページを見ることができます。

シルバー人材センターの

シルバー人材センターは会員の皆さんが自分たちで自主的に組織運営を行う団体です



適正就業を理解する その①

センターは会員皆が共に助け合って、公平に働くための団体です。特定の会員が同じ仕事にずっと固定して働き続ける仕組みではありません(公平に就業する仕組み=ローテーション就業)。



災害に便乗した 悪質商法に注意！

※豪雨、台風、地震、大雪などの大規模な災害の後は、
便乗した悪質商法等のトラブルが発生する傾向にあります。



豪雨等の被害を調査すると告げ、調査後、

- ・本来必要なのに「〇〇が壊れているから工事が必要」
 - ・「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」
- などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。

代表的な手口

屋根の瓦がずれてますよ。保険で修理ができますよ！

必要ないわ。

契約しないと帰ってくれないかしら…。

無料で修理できるんですよ。お金はかかりません。

公的機関のような事業者名を名乗ることもあるので注意。

工事はお任せください。

こんな話にもご注意ください！

古くなったところなどはありませんか。

今回の雨で壊れたことにすれば、古くなったところも保険金できれいになります。

⚠️ その理由で保険金を請求することはできません。(詐欺に該当する場合があります。)

- ◎ 次のような勧誘には、ご注意ください！（高齢者の一人暮らしは特にご注意ください！）
- ・保険金請求代行のコンサルタント料（成功報酬）や修理費用は、おりた保険金で対応できるという勧誘
 - ・保険の対象となるかどうか確認もしないまま、保険金請求手続の代行を持ちかけるなどの勧誘

作成取りまとめ：消費者庁取引対策課（電話：03-3507-8800（代表） FAX：03-3507-9291）



【作成：令和2年8月】

契約してしまったが、解約したい…

そんなときは、**クーリング・オフ！**

訪問販売による取引は、

契約書面を受け取った日から **8日間以内**であれば、**契約解除**ができます。

※ 8日間を過ぎていても契約の取消しができる場合もあります。消費生活センター等に相談してください。

【クーリング・オフの方法】

- ① 必ずハガキなどの書面で行います。
- ② 契約年月日、契約の内容、契約金額、販売会社、担当者名、「この契約を解除します」ということを書きます。あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、特定記録郵便又は簡易書留などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります。
 諦めずに消費生活センター等に相談しましょう！

住宅に関する様々な相談に対応しています。
不審・不安に思ったら、住まいるダイヤルにご相談ください。

・住まいるダイヤル：0570-016-100

➢ 被災した住宅の補修工事に対応できる近隣の事業者は
 こちらからご確認いただけます。

住まい再建事業者検索サイト：<https://sumai-saiken.jp/>

※ 国土交通省の「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録団体や、住宅関係団体に所属しているリフォーム事業者等を一元的に検索できるサイトです。



保険に関することは、保険会社又は代理店にご相談ください。

➢ 損害保険会社の連絡先はこちらからご確認いただけます。

- （一社）日本損害保険協会会員会社連絡先ページ
 : <https://www.sonpo.or.jp/member/link/>
- （一社）外国損害保険協会会員会社連絡先ページ
 : <https://www.fnlia.gr.jp/member.html>



日本損保協会 外国損保協会

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」にご相談ください。
 身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

消費者ホットライン ☎（局番なし）188

消費者ホットライン188
 (フリーダイヤル)

